

滋賀県東近江環境事務所長 あて

ただし書申請者住所および氏名

土壌汚染対策法第3条第1項 } ただし書の確認に係る土地の利用状況について
滋賀県公害防止条例第49条第1項 }

ただし書確認申請をした土地の令和6年12月31日現在の利用状況について、下記のとおり報告します。

記

確認を受けている土地の範囲※	
確認を受けている土地の利用状況	
ただし書確認申請時からの土地の利用方法の変更	あり ・ なし

※確認を受けている土地の範囲を示した図面を添付すること。